

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」（<http://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>）に掲示し、平成21年5月18日まで縦覧に供する。

平成21年3月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請のあった年月日

平成21年3月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人香川

工藤 輝美

三豊市三野町吉津乙2339番地1

3 定款に記載された目的

この法人は、次の各号に掲げることを目的とする。

(1) この法人は、加齢に伴い要介護状態となり介護を要する高齢者に介護保険法に基づく訪問介護事業及び日常生活への手助けが必要な高齢者ならびに地域住民に対しボランティア活動も含め、総合的かつ一体的に運営を行い、お元気な高齢者には介護状態になることを予防するために「介護予防、生きがい活動」の推進を図り介護量の軽減に努めることができ社会福祉に寄与することを目的とする。

(2) この法人は県内市町の休耕地や放棄農地の削減・活用を行い、援農（高齢農業者応援）、農作業による健康増進を図り、高齢者等対象にして園芸福祉活動・まちづくりの推進活動・環境保全活動・経済活性化活動・雇用機会の拡充活動に寄与することを目的とする。